

千葉県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成26年6月3日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	黒	宮		昇
同	石	橋		毅

26千総総第173号  
平成26年6月2日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様  
同 宮原 清貴 様  
同 黒宮 昇 様  
同 石橋 毅 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成22年度監査報告第11号、平成25年度監査報告第1号、平成25年度監査報告第10号、平成25年度監査報告第12号及び平成25年度監査報告第13号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 積算について改善すべき事項</p> <p>ア 道路区画線の設計単価を適正に積算すべきもの [都市局：都市計画道路港町寒川町線外道路築造外工事、区画道路 1 号線外道路築造工事（東幕張地区）]</p> <p>土木工事積算基準によると、道路の区画線の設計単価については、線種や幅などの仕様ごとの市場単価に、加算率を乗じて算出することとされている。また、加算率は区画線工事の総延長で判定するとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事 2 件においては、区画線の設計単価を算出するに当たり、市場単価に、線種や幅などの仕様ごとの延長を合算した総延長で判定した加算率を乗じて算出すべきところ、線種や幅などの仕様ごとの延長で判定した加算率を乗じて設計単価を算出していた。</p> <p>区画線の設計単価については、土木工事積算基準に基づき適正に積算されたい。</p>	<p>道路区画線の設計単価については、平成 26 年 4 月 18 日に都市部長から都市部各所属長に対し文書で通知し、土木工事積算基準に基づき適正に積算するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>
<p>ウ 公園内の工事における公衆の安全を確保すべきもの [都市局：神場公園外遊具交換工事]</p> <p>建設工事公衆災害防止対策要綱によると、施工者は、土木工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し又は機械類を置く等工事のために使用する区域（以下「作業場」という。）については、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）が誤って作業場に立ち入ることのないよう、固定柵又はこれに類する工作物を設置しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、遊具を交換するための作業場を公園内に設けていたが、公衆が誤って立ち入るおそれがあるにもかかわらず、固定柵等を設置していなかった。</p> <p>公園内の工事においては、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき公衆の安全を</p>	<p>公園内の工事における公衆の安全確保については、平成 26 年 3 月 31 日に公園緑地部長から公園緑地部各所属長に対し文書で通知し、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき、固定柵等を適切に設置するなど、公衆の安全を確保することについて、受注者を指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>

確保するよう受注者を指導されたい。	
-------------------	--